

# 「レクリエーションの森」の より良い整備・活用に向けて



平成22年6月

近畿中国森林管理局

「レクリエーションの森」検討委員会

## 目 次

はじめに .....	1
I 「レクリエーションの森」に関する検討委員会名簿 .....	2
II 「レクリエーションの森」に関する検討委員会の審議経過 .....	3
III 「レクリエーションの森」に関する検討会における「主要論点」について .....	4
III-1 「レクリエーションの森」について .....	5
III-2 「レクリエーションの森」の現状と課題について .....	8
III-3 「レクリエーションの森」の管理のあり方について .....	10
III-4 「レクリエーションの森」の整備のあり方について .....	13
III-5 平成17年度からのレクリエーションの森の設定変更について .....	15
IV 平成17年度より「レクリエーションの森」検討委員会 に携わってきた近畿中国森林管理局職員名簿 .....	17

はじめに

国有林野事業は、平成18年9月に策定された新たな「森林・林業基本計画」等に基づき、国民の森林に対する多様な要請に応えるため、公益的機能の維持増進を旨として適切かつ効率的な管理経営に努めているところである。

また、平成17年2月の京都議定書の発効を契機として、平成19年2月から政府一体となり、適切な森林の整備・保全などの取り組みを、幅広い国民の皆さんの理解と協力のもとで推進する「美しい森林づくり推進国民運動」を展開しており、国有林野事業は、この運動に率先して取り組んでいる。

こうした取り組みの大きな柱の一つとして、特に国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供してきた「レクリエーションの森」について、森林とのふれあいに対する多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、国民各層が自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるような場を提供していくとの観点から、民間活力を活かした施設整備等の推進など具体的な方策を幅広く検討し、魅力あるフィールドとして整備・活用していくこととしている。

こうしたなか、近畿中国森林管理局管内における「レクリエーションの森」に関する検討会は、近畿中国森林管理局長の依頼を受け、平成17年7月に発足し、森林計画等の樹立に合わせて各レクリエーションの森ごとの整備・活用の具体的取組方針等について検討してきたところである。今般、これまでの検討結果を踏まえ、本検討委員会としての報告書を取りまとめた。

今後、近畿中国森林管理局においては、今報告書に即して、「レクリエーションの森」の整備・活用に取り組むものである。

なお、本検討委員会の構成委員、開催状況、本検討委員会において審議した主要な論点は次のとおりである。

## I 「レクリエーションの森」に関する検討委員会名簿

- 岩井 吉彌 元京都大学大学院農学研究科 教授
- 大住 克博 (独)森林総合研究所 関西支所 主任研究員
- 草野 丈治 (社)全国森林レクリエーション協会 大阪支部長
- 酒井 哲雄 NPO日本森林ボランティア協会 顧問
- 高田 七重 (社)ガールスカウト日本連盟 京都府支部 スカウトの森委員
- 高梨 武彦 京都造形芸術大学 教授 (座長)
- 西山 潤二 大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課長
- 辻谷 達雄 (財)吉野川紀の川源流物語 森と水の源流館 館長
- 豊島 栄 森林文化教育研究会 事務局長
- 水谷 道子 山守の会 会長
- 山田 繁子 (社)奈良県消費生活相談員連絡会 研修センター 代表理事

(五十音順、敬称略)

## Ⅱ 「レクリエーションの森」に関する検討委員会の審議経過

- ◇第1回(平成17年7月28日 局大会議室)  
「レクリエーションの森」の現状、これまでの経緯、リフレッシュ対策、リーディングプロジェクト、平成17年度対象箇所の検討
- ◇第2回(平成17年9月1日 局大会議室)  
「レクリエーションの森」の見直し(案)の検討
- ◇第3回(平成17年10月7日 局大会議室)  
リーディングプロジェクトの取組方針(案)の検討
- ◇第4回(平成18年8月10日 局大会議室)  
平成18年度対象箇所の現状および課題
- ◇第5回(平成18年9月6日 滋賀森林管理署一丈野国有林)  
現地検討会(近江湖南アルプス自然休養林)
- ◇第6回(平成18年9月28日 局大会議室)  
平成18年度対象箇所の検討
- ◇第7回(平成19年9月7日 局大会議室)  
平成19年度対象箇所の現状および課題
- ◇第8回(平成19年11月15日 京都大阪森林管理事務所箕面国有林)  
現地検討会(箕面自然休養林)  
リーディングプロジェクト実施箇所視察およびオフィシャルサポーター説明
- ◇第9回(平成20年11月21日 奈良森林管理事務所地獄谷国有林)  
現地検討会(春日山自然観察教育林)  
平成20年度対象箇所の検討
- ◇第10回(平成21年6月25日 局第三会議室)  
「レクリエーションの森」の現状と課題(最終年度の議論の方向性検討)
- ◇第11回(平成21年9月29日 局大会議室)  
「レクリエーションの森」の現状と課題(集中的な議論)
- ◇第12回(平成22年3月5日 局第三会議室)  
平成21年度対象箇所の検討  
取りまとめ報告書の検討

### Ⅲ 「レクリエーションの森」に関する検討会における 「主要論点」について

平成21年度の検討会においては、平成17年度から開催してきた検討会を踏まえ、以下の主論点より今後の「レクリエーションの森」のあり方について検討を行った。

#### i 「レクリエーションの森」の設定のあり方

利用状況が低位な地区や、施設整備の実現可能性の見込めない地区に対する今後の「レクリエーションの森」設定(目標等)の基本的な考え方について検討。

#### ii 「レクリエーションの森」の整備のあり方

「レクリエーションの森」は自然景観に優れた地区を選定していることから、多くの整備は必要としないが、樹木の生長によってビューポイントの眺望が妨げられている等の箇所もあることから、自然環境の保全や地域の実情に配慮した整備のあり方について検討。

#### iii 「レクリエーションの森」の管理のあり方

現在、地元自治体や関係団体等の協力を得て維持管理のための「協議会」を結成し取り組んでいるが、昨今の自然愛好ブームにより多数の利用者が見込まれる箇所もあることから、今後における利用者の安全確保の観点から「レクリエーションの森」の管理のあり方について検討。

#### iv 「レクリエーションの森」の利用のあり方

森林教室や体験林業の各種イベントを開催するとともに、HP等を活用したPRに努めているが、今後における利用者ニーズを念頭に置いたガイドブックの作成や森林インストラクターの活用など「レクリエーションの森」の利用のあり方について検討。



### Ⅲ－１ 「レクリエーションの森」について

国有林における森林のレクリエーション利用に係る施策は、レクリエーション需要構造の変化、その他国有林を取り巻く社会情勢の変化に伴い、幾多の変遷を経て今日に至っている。

特に、昭和43年度に森林レクリエーション需要の増大、観光事業等の無秩序な自然の開発利用の増加等を背景に、国有林野内における自然の保護及び森林レクリエーションのための秩序ある開発利用を図るため「自然休養林」制度が創設され、国による施設整備が集中的に推進された。

また、昭和48年度には、森林の公益的機能に対する国民的要請の高まり、国民の保健休養の量的増加及び利用形態の多様化等を背景に、国有林野内における国民の保健、文化的利用を推進するため「自然休養林」制度を包含して「レクリエーションの森」制度を創設し、その森林の保健休養機能に応じて「自然休養林」、「自然観察教育林」、「野外スポーツ林」、「風景林」の4つに区分され、各々の機能を高度に発揮することにより、国民のレクリエーション利用に供されることとなった。

さらに、平成2年度に森林の保健機能に対する国民的要請の高度化・多様化や森林の保健機能の増進を図るための法制度の確立等を背景に、保健機能の増進を図るべき森林として整備すべきものを明確にするため、レクリエーションの森の種類区分を「自然休養林」、「自然観察教育林」「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」、「風致探勝林」、「風景林」の6種類の再編となった。

加えて、平成17年度からは、利用者にとって望ましいレクリエーション体験の確保を前提として新たな利用区分の導入や管理運営協議会の設立、森林環境整備協力金の導入等、リフレッシュ対策を進めている。

#### 自然休養林

特に景観が美しく、保健休養に適した森林です。自然探勝、登山、ハイキング、キャンプなどを複合的に楽しむことができます。(写真は京都大阪森林管理事務所管内の明治の森箕面自然休養林)



### 自然観察教育林

自然の変化に富み、自然観察学習に適した森林です。野生動植物の観察や森林の働きなどを学ぶことができます。

(写真は広島森林管理署管内の仏通寺自然観察教育林)



### 森林スポーツ林

森林とふれあうアウトドアスポーツに適した森林です。キャンプ、サイクリングなど自然を体感できます。

(写真は兵庫森林管理署管内の札楽山森林スポーツ林)



### 野外スポーツ地域

スキー場やホテル施設が一体となった地域です。雄大な自然の中で、爽快な汗を流すことができます。

(写真は滋賀森林管理署管内の奥伊吹野外スポーツ地域)





### 風致探勝林

休養施設等が設置され、湖沼、  
溪谷と一体となり優れた自然を  
構成している地域です。様々な  
樹木、自然美を楽しむことがで  
きます。

（写真は岡山森林管理署管内  
の竜ノ口山風致探勝林）



### 風景林

名所、旧跡等と一体となった景  
勝地を形成している森林です。  
森林の雄大な眺望と地域の歴史  
を感じることができます。

（写真は京都大阪森林管理事務  
所管内の嵐山風景林）



## Ⅲ－２ 「レクリエーションの森」の現状と課題について

### 1. 「レクリエーションの森」の現状

「レクリエーションの森」の利用については、優れた自然景観の鑑賞（風景林等）や野外スポーツの体験（野外スポーツ地域等）のためのフィールドの提供が主流となっている。

このようなフィールドを活用した主な取り組みとしては、地方自治体や第三セクターなどが施設を設置したり、森林管理署やNPO団体などが主催する森林教室や体験林業のほか、各種イベントに併せた森林ふれあい推進事業等を実施している。

近年の消費者動向は、スキーやゴルフといった技術取得に時間を要する野外レクリエーションをされる方は減少し、ハイキングや自然探索といった気軽に楽しめるレクリエーションをされる方が増えている。

また現在、森林の有する癒し効果を活かして健康増進やリハビリに役立つ「森林セラピー」が各地で進められており、国民共通の財産である国有林野をフィールドとして提供することが求められている。



※写真は山口県の森林セラピー

東大寺再建のふるさと～杣（そま）入りの地 徳地



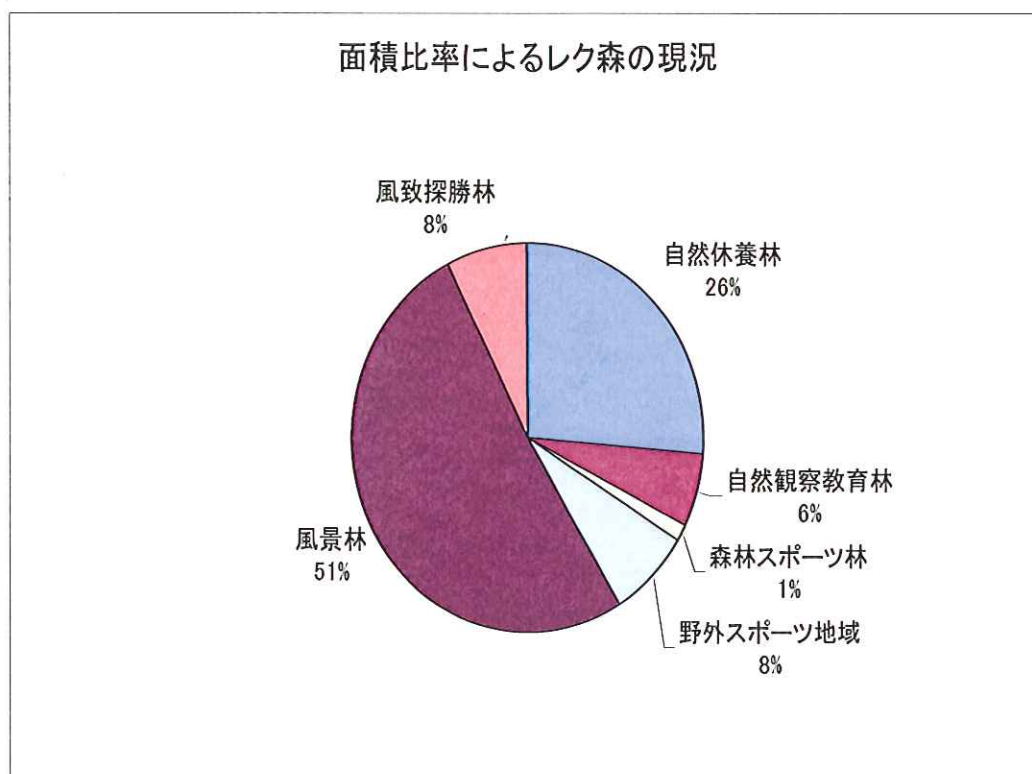
## 2. 「レクリエーションの森」の設定状況

国有林野のうち自然景観に優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した地区・地域のなかで、国民の保健・文化・教育的利用に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として積極的に設定してきた。

設定に当たっては、森林資源の特性や利用の形態等を念頭に置き、各地域の実情を勘案し、「自然休養林」「自然観察教育林」「森林スポーツ林」「野外スポーツ地域」「風景林」「風致探勝林」の6つのタイプにきめ細かく分けている。

近畿中国森林管理局管内にある「レクリエーションの森」は平成21年4月1日現在で130箇所、22,864haで、タイプ別に見ると、「風景林」が85箇所と最も多く、次いで「自然観察教育林」15箇所、「野外スポーツ地域」11箇所、「自然休養林」9箇所の順となっている。

(下図参照)



## 3. 今後における「レクリエーションの森」の課題

利用者のニーズや社会情勢の変化等を踏まえながら、施設整備の実現可能性、地域の意向・協力体制等を念頭に置き、「レクリエーションの森」の利用のあり方を検討することが課題となっている。

### Ⅲ－３ 「レクリエーションの森」の管理のあり方について

#### 1. 「レクリエーションの森」管理の現状と課題

「レクリエーションの森」の維持管理については、一義的には国が担うべきであるが、個別の施設については施設管理の一環として個別施設の設置者が安全確保を担う仕組みとされている。現在、関連施設の経営者、地元自治体等の協力を得て維持管理のための「管理運営協議会」が結成されているが、活動は概して不活発な状況にある。

また、中高年の自然愛好ブームの中、不慮の事故の発生もあるなど、関連施設の維持管理の徹底、安全確保のための統一した取り組みが必要となっている。「レクリエーションの森」での利用者に対する情報提供という観点から、緊急時に対する「コールポイント」の設置などが検討委員会の審議事項としてあがっており、今後の課題として検討する必要がある。

#### 2. 今後における「レクリエーションの森」管理の方向性

##### (1) 管理運営協議会の充実

景気の長期低迷の下、特に民間事業体の経営環境の悪化している状況にある中で、森林ボランティア団体や環境経営志向の企業による社会貢献活動は急速に拡大している状況にあり、それらを受け入れる体制としての「管理運営協議会」の整備、活動フィールドの確保が課題となっている。

しかしながら、「管理運営協議会」の中心となるべき地方自治体による取り組みが積極的でない協議会もあり、社会貢献活動を模索している森林ボランティア団体や企業等を受け入れる体制が整っていないケースもある。

そのような中で、箕面市とNPO団体等が中心となって先進的に活動している「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」は、散策マップの主要箇所への無料配布や案内板の設置などの取り組みを行っており、近畿中国森林管理局管内の他の「管理運営協議会」に対して情報提供するなど、活性化に向けた手立てを講じるなど関係団体との連携が重要となっている。

##### (2) 観光ポイントの発見

広大な面積を有する「レクリエーションの森」の中で、自然観察会などを実施する場合、何を紹介するのが重要である。それぞれの「レク



リエーションの森」にある観光ポイント（名所旧跡などの観光名所や野生動植物など）を調査し、ハイキングや自然散策の利用者に紹介することで「レクリエーションの森」の特徴を引き出すことが大切である。

また、調査の実施に当たっては、森林インストラクターや野生動植物等の専門家を活用することで、常日頃現地を見ている森林管理署等の職員では見おとしていたものが発見され、利用者に対する説明も充実される。

### (3) 指導者等の養成

現在「レクリエーションの森」内で実施されているイベント等については森林管理署によるもののほか、森林インストラクターを活用した取り組みがされているところであるが、他省庁等の先進的な取り組み事例を参考にするなど、国と森林インストラクター会が連携した指導者等の養成が急務となっている。

また、最近の利用者から森林内で楽しく遊ぶためのインストラクターを要望されているケースもあり、それらのニーズを常に把握して対応することが必要となっている。

### (4) 周辺施設とのネットワーク化

「レクリエーションの森」の周辺には、多くの名所旧跡や歴史的建造物等の観光施設がある箇所も多いことから、それらの施設と連携した取り組みも必要である。

他の施設を管理する地元自治体や関係団体等と連携したネットワークを形成することにより、国有林を紹介するスタンプラリー等のイベントにそれらの施設を組み込むなど、工夫した企画を実施することは、「レクリエーションの森」の認知度の拡大につながるものである。

### (5) ホームページの活用

現在、森林管理局や森林管理署等のホームページにおいて「レクリエーションの森」が紹介されているが、画一的な紹介となっており、それぞれの特徴や見所といったものに欠けている傾向にある。

地方自治体や民間団体等が森林等を紹介しているホームページを参考にするなど工夫が必要で、特に利用者ニーズを考慮したハイキングコースの難易度別にした紹介や現地までの経路を検索サイトで表示した地図の活用などが重要である。また併せて、地方自治体や観光協会のホームページとのリンクも検討する必要がある。

なお、ホームページは同じ情報を長期間発信したままにすると、利用者が離れていく傾向があることから、四季毎に更新するなどの取り組み

が必要である。

#### (6) 一般紙等を活用したPR

「レクリエーションの森」のPRについては、機関誌や業界紙等においてプレスリリースされているが、一般の利用者に向けた情報提供は不足していると思われる。

さまざまな一般紙に「レクリエーションの森」に関する記事を掲載していくことは難しい課題等が多々あるが、一般の利用者に対して情報発信する観点から、一般紙への情報提供を積極的に取り組むことは必要である。

また、一般紙の記者等に現地取材を要請するとともに、職員が現場で説明するなどの積極的な情報サービスが重要である。

#### (7) チラシの作成・配布

「レクリエーションの森」を一般の利用者に紹介する有効な手段として、周辺施設等の情報を合わせて紹介した散策マップ等のチラシを作成し、最寄り駅や観光案内所、自治体や図書館など、多くの人が集まる場所に設置することが必要である。

#### (8) 受益者負担の推進

「レクリエーションの森」内における施設の整備や環境の美化・保全等を含む維持管理については、利用者の増大に伴うゴミの増加に象徴されるような、快適な利用や森林環境の維持・向上に問題が生じている。

一方、国民の環境に対する意識の高まりにより、良好な環境を維持するため軽微な負担であるならば容認する傾向にある。そこで、利用者の快適な利用を推進するため、地元自治体等による「管理運営協議会」が中心となって、必要な施設等の維持管理を担うことを念頭に置き、利用者の負担（受益者負担）に理解と協力を求めていく仕組みづくりが必要となっている。

### Ⅲ-4 「レクリエーションの森」の整備のあり方について

#### 1. 「レクリエーションの森」整備の現状と課題

国が利用者の快適な利用や自然環境および風致の保全・形成、地域振興等に配慮して、施設整備や森林整備等の基本方針、設置施設の計画を主な内容とする「レクリエーションの森管理経営方針書」を定め、これに基づき様々な主体が各施設の整備等を実施している。

施設の整備は、民間活力を推進する観点から、この方針書に基づく場合に限って当該事業者が国有林野を使用許可する仕組みとなっており、ともすれば地域の意向が必ずしも反映されないケースもみられ、地域振興を模索する地元自治体や意欲のある地域主体等の取り込みにとって不十分な状況となっている。

また、「レクリエーションの森」ごとにみれば、多様な利用形態を念頭に設定した「自然休養林」でも、多種類の施設を数多く設置した地区がある一方、遊歩道のみ地区が存在するなど様々となっている。

各施設の整備状況は、これまで国有林野事業として整備してきたもののほか、民間事業者や第三セクター等により、主にスポーツ施設（スキー場等）や滞在施設（ホテル、ペンション等）、保健休養施設（総合レク施設等）などの収益型施設の整備や、地元自治体によるトイレや遊歩道、野営場などの整備がなされてきた。しかしながら長期に及ぶ景気低迷等の下、民間事業者や地元自治体による新たな投資は著しく減退している状況にあること、さらに国が整備した施設も、昭和40～50年代に整備したものが多くことから、老朽化による修繕が相当量必要となっており、安全で快適な「レクリエーションの森」の利用を阻害している面が否めない状況にある。

利用者の施設整備等に対するニーズも、トイレや遊歩道、休憩所や案内板等の簡易な施設の充実に推移していることから、こうした利用者のニーズに即した施設の整備・維持管理を進めることが求められている。

#### 2. 今後における「レクリエーションの森」整備の方向性

「レクリエーションの森」は、自然景観に優れた地区を選定していることから、一般的には多くの整備を必要としていないが、自然環境の保全に配慮した森林の景観対策を行うことは求められている。

また、利用者が安心して快適に利用できる「レクリエーションの森」と



なるよう整備する必要があるとともに、利用者の心が安らぐような整備を行うことも重要である。

- したがって、今後における「レクリエーションの森」整備に当たっては、
- (1) 国が自ら整備した施設等については、老朽化からくる危険度の度合を考慮し、原則撤去することを基本とし、改修や新設に当たっては、地元自治体や関係団体等と調整を図りながら、受益者負担を念頭に実施すること。
  - (2) 利用者に対する具体的な情報提供（案内板等）に努めるため、利用者への「レクリエーションの森」の特徴・状況およびルールやマナーなどを周知する案内板の設置などを推進すること。



兵庫森林管理署管内の  
宝塚自然休養林内に設置された  
ルールやマナーなどを周知する  
案内板

- (3) 「レクリエーションの森」の整備は、整備を推進する仕組みの充実が重要な課題となっている。地域振興を模索する地元自治体、ボランティア・NPOと連携し、環境経営志向の企業等による自然観察や環境教育をサポートする自然解説板やテキスト、マップなどの整備に対する資金面での「サポーター」参画を誘導するために、社会貢献活動の一環として「レクリエーションの森」の整備に協力していただいている企業等の取組事例のPRなどを積極的に推進すること。
- 等を地域の幅広い関係者と連携しながら進めることが求められている。



### III-5 平成17年度からの「レクリエーションの森」の設定変更 について

設定変更前の「レクリエーションの森」の箇所数と面積  
(平成17年4月1日現在)

タイプ区分	箇所数	面積(ha)	タイプ区分	箇所数	面積(ha)
自然休養林	9	6,043.48	野外スポーツ地域	14	2,218.56
自然観察教育林	15	1,104.07	風致探勝林	7	2,199.99
森林スポーツ林	6	665.00	風景林	99	12,475.13
			合計	149	24,706.23

#### ○平成17年度

対象箇所 7流域12箇所

うち廃止箇所 2箇所 (スイス村森林スポーツ林・高柴山野外スポーツ地域)

#### ○平成18年度

対象箇所 7流域56箇所

うち廃止箇所 16箇所 (高城山自然観察教育林・甲山野外スポーツ地域・妙高風景林・相ノ山風景林・多鯨ヶ池風景林・佐谷風景林・鳴滝山風景林・大谷山風景林・七ッ池憩いの森風景林・赤滝山風景林・二級峡風景林・灰ヶ峰風景林・休ミ山風景林・郡宮山風景林・桜山風景林・佐川風景林)

拡大箇所 1箇所 (北山自然観察教育林)

種別変更 2箇所 (三草山森林スポーツ林を三草山自然観察教育林に・並滝寺森林スポーツ林を並滝寺自然観察教育林に)

区域見直し 2箇所 (高野山風景林・竹林寺用倉山風景林)

施設廃止 1箇所 (笠戸・岩国自然休養林にある野営場)

○平成19年度

対象箇所 8流域25箇所

うち廃止箇所 1箇所 (根知山風景林)

区域見直し 2箇所 (高取山風景林・鹿久居島風致探勝林)

施設廃止 2箇所 (近江湖南アルプス自然休養林(一丈野地区)内野営場・その他施設の那岐山広場)

○平成20年度

対象箇所 9流域46箇所

うち廃止箇所 1箇所 (高取山風景林(平成19年度の続きの部分))

種別変更 1箇所 (白見自然観察教育林を白見風景林に)

○平成21年度

対象箇所 7流域24箇所

設定変更後の「レクリエーションの森」の箇所数と面積

(平成22年4月1日現在)

タイプ区分	箇所数	面積(ha)	タイプ区分	箇所数	面積(ha)
自然休養林	9	6,033.83	野外スポーツ地域	11	1,720.08
自然観察教育林	15	1,419.69	風致探勝林	7	1,737.54
森林スポーツ林	3	300.00	風景林	85	11,652.92
			合計	130	22,864.06



※春日山自然観察教育林での現地検討会(平成20年11月21日)

VI 平成17年度より「レクリエーションの森」検討委員会に携わってきた近畿中国森林管理局職員名簿

役 職	氏 名	在 職 期 間
計画部長	小原 正人	H17. 4～ H18. 9
	佐古田 睦美	H18. 10～ H21. 8
	野口 浩司	H21. 9～
計画課長	北村 昌三	H16. 8～ H17. 7
	春原 武志	H17. 8～ H20. 3
	山口 輝文	H20. 4～
指導普及 課 長	伊藤 保幸	H17. 4～ H17. 9
	宮脇 浩二	H17. 10～ H19. 11
	廣田 知己	H19. 12～ H21. 3
	田代 今朝広	H21. 4～
国有林野 管理課長	山本 勝規	H17. 4～ H19. 3
	祐延 邦資	H19. 4～ H20. 3
	戸田 久志	H20. 4～ H21. 3
	元永 昭作	H21. 4～ H22. 3